TAX UPDATE

No.5 - 2019







財務大臣規則 No. 117/PMK.03/2019 ("PMK-117")

"低リスクVAT (付加価値税) 課税対象事業者に 対する暫定税金還付の規則の改定"

2019年8月19日付で、財務大臣規則 No.117/PMK.03/2019 (PMK-117) が公布されました。 当該規則は、 2018年に公布されたVAT暫定税金還付に関する規定 No.39/PMK.03/2018 の改定になります。 PMK-117によ り、低リスクVAT課税対象事業者(低リスクPKP)として分類される納税者が拡大します。 特定の活動を実施するVAT課税対象事業者 (PKP) は、暫定税金還付の適用が可能になります。 各条件などは下記のとおりです。

No.	主要事項	適用
1	低リスクVAT課税対象 事業者とは	以下のいずれかである a) インドネシアの証券取引所において株式を公開している b) 国有企業および地方政府所有企業である c) Priority Partner of Customs (税関プライオリティー・パートナー) の認証を受けている d) Authorized Economic Operator (認可済み経済事業者) の認証を受けている e) 上記a)からd) に記載されている以外の製造業もしくは生産業である f) VATの還付申請額が10億ルピアを超えない g) 特定の医薬品卸売業である h) 特定の医薬品卸売業である i) 50%以上の株式を国有企業が保有し、財務諸表が親会社と連結されている 注:上記g),h),i) は、今回の改定により新規に追加された条件
2	低リスクVAT課税対象 事業者の要件 -1	上記1のいずれかに該当し、かつ下記のいずれかの事業活動に従事している a) 課税対象となる有形・無形の商品およびサービスの輸出 b) VAT Collector(VAT徴収役)に対するVAT課税対象となる商品や サービスの引き渡し c) VATが徴収されないVAT課税対象となる商品やサービスの引き渡し
3	低リスクVAT課税対象 事業者の要件 -2	上記1、2の要件を満たし、かつ下記の条件を満たしている a) 過去12ヶ月分のVAT納税申告書を提出している b) 税務上の犯罪(Penyidikan tindak pidana di bidang perpajakan)の暫定証拠(Bukti Permulaan)に基づく税務調査を受けていない c) 過去5年間において税務上の犯罪で有罪判決を受けていない 上記の条件を満たしている場合、税務署に、低リスクPKP認定のための申請書に必要な書類を添付の上、提出することができる。税務署は申請書の受領日より15営業日以内に認定の決定通知書を発行しなければならない。
4	暫定税金還付の 認定に要する日数	低リスクPKPに認定された納税者は、暫定税金還付を月次で申請することができる。税務署は、暫定税金還付の申請日より1ヶ月以内に決定書を発行しなければならない。
5	VAT還付申請額が 10憶ルピア以下の場合	PKPが申請するVAT還付金額が10億ルピアを超えない場合、当該PKPは自 動的に低リスクPKPとみなされるため、申請を行う必要はない。











当該情報についての問合せ先:

PT Sakura Mitra Perdana

西原健太 nishihara@sakura-id.com Director 三原あずさ mihara@sakura-id.com Director

Menara Rajawali Lt. 8, Jl. Dr. Ide Anak Agung Gde Agung, Kuningan Timur, Jakarta Selatan 12950

Phone: +62 21 2902 3417 / 18 / 19 Fax : +62 21 2902 3410

https://sakura-id.com/

このTax Updateは、提携先であるSSJK Consultingが 作成した記事を、弊社が翻訳したものです。

SSJK Consulting

The Boulevard Office, UG D-2 Jl. Fachrudin Raya No. 5 Jakarta Pusat 10250 www.ssjkconsulting.com



このTax Updateは税務に係る法律・規則の一般的な 情報として、SSJK Consultingと弊社の理解に基づい て作成しており、国税総局の見解が同じであることを 保証するものではありません。実際に生じた個々の問 題については、税務の専門家とご相談ください。